

## 自治体災害対策全国会議実行委員会規約

### (名 称)

第1条 委員会の名称は、「自治体災害対策全国会議実行委員会」（以下「委員会」という。）とする。

### (目 的)

第2条 委員会は、全国の自治体職員が様々な災害による被災体験や教訓を共有するとともに、今後全国各地でその発生が予想される巨大災害等に備える「自治体災害対策全国会議」（以下「全国会議」という。）を主催し、その円滑な運営をはかるため、必要な業務を行うことを目的とする。

### (組 織)

第3条 委員会の組織は、次のいずれかを満たし、全国会議開催に賛同する別表に掲げる自治体の長で構成する。

- (1) 全国知事会、指定都市市長会、全国市長会、全国町村会の推薦を受けた自治体
- (2) 大規模被災地自治体
- (3) 今後の巨大災害等に備える主な自治体

### (役 員)

第4条 委員会の互選により、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監 事 2名

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議においては、次にあげる事項を審議し、決定する。

- (1) 全国会議の事業計画の基本的な事項に関すること。
- (2) 全国会議の参加者募集に関すること。
- (3) 事業計画及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

4 委員は、やむを得ない理由で委員会に出席できない場合、代理人を出席させることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に置く。

### (経 費)

第7条 会議に要する経費は、全国会議等への参加費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会 計)

第8条 委員会の会計は、当初予算成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

(事業計画及び決算)

第9条 委員長は、事業計画を作成し、委員会の承認を得なければならない。

2 委員長は、出納に関する事務を完了したときは、速やかに決算を調整し、監事の監査を経て、委員会に報告しなければならない。

(解 散)

第10条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委 任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第12条 その他委員会の運営に必要な事項については、適宜決定することとする。

附 則

この規約は、平成23年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月5日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月26日から施行する。

附則

この規約は、平成26年3月6日から施行する。

附則

この規約は、平成28年7月5日から施行する。

附則

この規約は、平成29年3月17日から施行する。

別表

委員会を構成する自治体名	
(1) 全国知事会 指定都市市長会 全国市長会 全国町村会 の推薦を受けた自治体	三重県 兵庫県神戸市 長崎県島原市 奈良県十津川村
(2) 大規模被災地自治体	北海道奥尻町 岩手県 岩手県遠野市 宮城県 宮城県南三陸町 福島県 千葉県浦安市 新潟県 新潟県長岡市 兵庫県 兵庫県神戸市 鳥取県 長崎県島原市 熊本県
(3) 今後の巨大災害等に備える主 な自治体	東京都杉並区 静岡県 愛知県 岐阜県 和歌山県 高知県 高知県黒潮町 宮崎県 関西広域連合